

# 未来への一步

## 令和5年度から福祉単独施策の見直しを行います

今、町では「人にやさしく住みよいまちづくり」を目指し、社会情勢や町を取り巻く状況の変化に対応すべく行財政改革に取り組んでいます。その中で先行して検討を進めてきました福祉単独施策の見直しにつきまして、日の出町議会とも合意に至りましたことから、その内容を本特集号にてお知らせします。

日の出町は、十数年前から今日に至るまで少子化対策と高齢者対策等を積極的に進め、町の福祉を大きく向上させてきました。しかしながら、国でも全世代型社会保障改革が検討されるなど、少子高齢化を中心に社会情勢は変化し、また町の財政状況も変化してまいりました。

各福祉単独施策を開始した当初とは社会的なニーズも前提条件も異なる中で、日の出町の将来を見据えた持続可能な福祉のあり方、支援のかたちに転換を図るべく、令和5年度から行財政改革の一環として、「福祉単独施策の見直し」を行います。

この見直しは時代の変化やニーズの多様化に合わせ、限られた資源（ヒト・モノ・カネ）を再配分することで行政サービスを再構築するものです。個人の消費で終わるクーポンや現金給付から誰もが暮らしやすい町となるよう環境的な支援へと転換を図ることで、町民の皆さまそれぞれがご自分にとっての幸せ（ウェルビーイング）を実現できることを目指すものであることを、ご理解ください。

熟慮を重ねた末での結論ですが、すべての給付事業を廃止することはいたしません。方針として、子どもが対象となる支援については、「義務教育まで・所得制限を設けず支給」としております。高齢の方が対象となる支援のうち高齢者医療費助成については「75歳以上・所得額に関わらず上限一律設定」として1割負担の方にも助成が届くよう配慮いたしました。制度を取り巻く環境の変化により助成額の算出において正確性の確保ができない事業は廃止せざるをえませんが、働く世代の健康保持と疾病予防策等にはこれまで以上に取り組んでまいります。その他、変更・廃止等の時期や経過措置については個別の説明をご確認ください。

日の出町が未来に向かって進んで行くために、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和4年10月17日

日の出町長 田村みさ子

# 福祉単独施策見直し 主な内容

	名 称	令和5年度	令和6年度
子 育 て 支 援  P.4~5	① 次世代育成クーポン (令和5年度から名称変更予定)	5千円／月 口座振込・後払い ※経過措置：プラス2千円 (5年度のみ7千円／月)	5千円／月 口座振込・後払い ※経過措置は終了
	② 青少年育成支援金	廃 止	
	【新規】 (仮称) 義務教育卒業祝金	義務教育の修了者に 10万円／年 口座振込 ※経過措置：新高校2・3年生に 該当する年齢の方にも同額振込	義務教育の修了者に 10万円／年 口座振込 ※経過措置は終了
	③ こども医療費助成	変更なし（継続）	⇒
	④ 青少年医療費助成	廃 止	
	【新規】 高校生等医療費助成	東京都制度に移行 (窓口負担なし・所得制限設けず)	⇒
	⑤ 高齢者医療費助成 (75歳以上)	変更なし（継続）	上限を5千円／月とする
	⑥ 元気で健康に長生き医療費助成(70~75歳未満)	変更なし（継続）	廃 止
(がん 医療費 助成を 含む)  P.6~8	⑦ がん医療費助成	変更なし（継続）	廃 止
	⑧ 元気に長生き奨励金	変更なし（継続）	対象年齢と金額の変更 70歳 (5千円) 77歳・88歳 (1万円) 99歳・100歳 (2万円)

## 日の出町議会との合意

日の出町福祉単独施策につきましては、日の出町議会議員の皆さまからも、「持続可能な行政運営と安定した行政サービスを維持」していくためにも、常に検証を行い必要ならば見直し検討も必要ではないかとのご意見をいただきしており、町では外部有識者で構成する日の出町単独福祉施策検証会議を設置し、検証結果のまとめを報告させていただきました。

今回の改正にあたりましては、本年5月末に町としての方向性をお示しするとともに、一体となつた協議をお願いし、以降、数回にわたり日の出町議会と町において協議・検討を行つてまいりました。

この間、町議会議員の皆さまには慎重なご審議、貴重なご意見・ご提案をいただき、町もその都度改正内容の検討を繰り返し行つてまいりました結果、本日お知らせさせていただいている改正内容について、日の出町議会と町における合意形成がなされております。

# 福祉単独施策見直しと財政展望

福祉単独施策の見直しについて、制度開始から今日までに起きた2つの大きな変化を踏まえ、財政的な視点から、その必要性をお伝えします。

## 変化その1：人口構成の変化

町の福祉単独施策が始まった平成18年度の福祉単独施策経費は1億9千万円でしたが、追加・拡充を経て令和4年度当初予算の時点では5億2千万円となり、3億3千万円増、およそ2.7倍の規模となりました。また、現行の福祉単独施策が出揃った平成27年度の決算と令和4年度当初予算を比較すると、人口構成の変化に伴って、少子化対策（次世代育成クーポンなど）が減少に転じたのに対し、高齢対策（高齢者医療費助成など）は増加を続けており、各制度開始時に想定していた支援のバランスに偏りが見え始めました。増え続けていく負担、また給付といった支援のかたちについて、持続可能性の観点から見直しの必要性が生じています。

## 変化その2：町固有の収入の減少

また、東京たま広域資源循環組合からの地域振興費が、協定に基づき令和4年度から段階的に減少していきます。町固有の収入の減少に対応して、収支構造を見直さざるを得ない状況となってきています。特に日の出町の場合は、類似団体と比較した場合、福祉の分野における金銭給付的な支出が突出しており、福祉に力を注いできたことの現れであると同時に、財政の硬直化を招いているとも言い換えることができます。

## 今後の財政展望

これらの大変な変化を踏まえ、今後の町の財政を考えると、やはりこれまでどおりの施策を現状のまま維持していくことは難しく、何も見直しを行わなければ、財政調整基金（貯金）も数年で枯渇することが見込まれます。

各種施策を見直し、限られた財源を適切に再配分することで、効率的で安定した行財政運営を確立します。

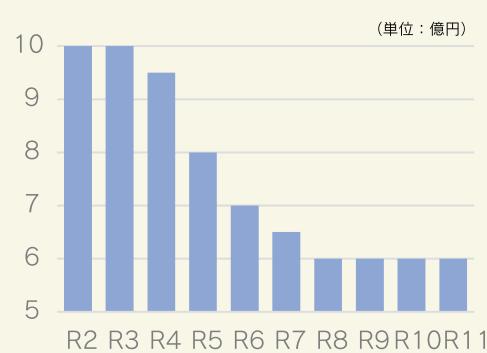
## 行政サービスの財源

最後に、行政サービスの財源について補足します。行政サービスには基礎自治体としての基本的なものと自治体ごとの独自のものがあり、また収入にも税収など自治体本来の収入と各自治体の特性に応じた固有の収入とがあります。それぞれの行政サービスとその財源となる収入の対応関係は右図のとおりとなっており、見直しが必要となる今般の町固有の収入の減少は、自治体運営の根幹をなす基本的な行政サービスに直接影響を及ぼすものではありません。

### 福祉単独施策 経費構成の変化



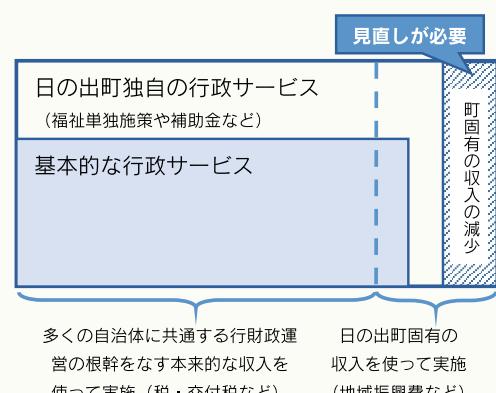
### 地域振興費の今後の推移



### 財政調整基金の今後推移見込



※何も見直しを行わなかった場合の推移見込



# 子育て支援の見直しと将来ビジョン

## 見直し内容

### ●次世代育成クーポン【令和5年度から】（名称変更予定）

- ・クーポン券の窓口配布を廃止し、口座振込へ変更します。
- ・支給額をこども一人当たり月額 10,000 円から月額 5,000 円へ変更します。  
※令和5年度の支給に限り、1年間のみ経過措置として月額 2,000 円を上乗せし、  
月額 7,000 円を支給します。

### ●青少年育成支援金→（仮称）義務教育卒業祝金【令和5年度から】

- ・現在、高校生年代を対象として実施している青少年育成支援金を廃止します。
- ・新たに（仮称）義務教育卒業祝金の支給を開始します。義務教育を修了された方に  
一人当たり年額 100,000 円を支給します。  
※令和5年度に限り、新高校2・3年生に該当する年齢の方に対して年額 100,000 円  
を支給します。

### ●こども医療費助成【令和5年度から】

- ・これまでどおり、義務教育就学児の外来受診時における1回 200 円の自己負担分  
の費用について、町の単独事業として助成を継続します。

### ●青少年医療費助成→高校生等医療費助成（都制度）【令和5年度から】

- ・現在、償還払いにて助成している青少年医療費助成を廃止し、令和5年度から東京  
都制度へ移行します。今後は医療証を個々に持つことにより、原則窓口負担をする  
こと無く、医療機関で受診することができます。
- ・所得制限を設けず、外来受診時における1回 200 円の自己負担分の費用については、  
町の単独事業として助成します。

## 見直しの背景

人口の増加や出生数、出生率の改善に一定の成果をあげてきた町の少子化対策ですが、  
施策開始から 15 年が経過しました。

この間、国の制度改正によって保育料の無償化、高校生の授業料の無償化が実施され  
てきました。また、無償化以外にも国や東京都の諸制度も拡充され、町の施策の目的と  
重なるものも増えてきています。これからはそうした時代の流れに町の子育て支援に  
関する事業全般を対応させることが重要です。また、こども家庭センターのような子育て  
しやすい環境の整備についても、近年需要が高まってきています。

このような情勢の変化も踏まえ、これまでどおりに制度を継続するだけではなく、多  
様化するニーズに応えられる子育て支援のかたちを実現するとともに、限られた財源を  
合理的に活用し、持続可能な行政サービスを提供していくため、制度の見直しを行います。

## 将来ビジョン

# こどもたちが健やかにたくましく育つまち

子育て支援に関する取り組みや子育て環境の充実を図り、子育てにやさしいまちづくりを推進します。

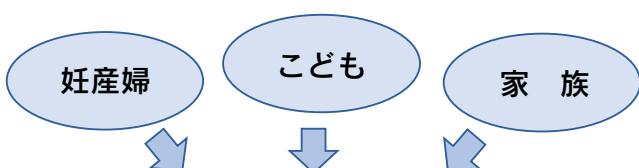
大きな取り組みとして「こども家庭センターの設置」、「より効率的な経済支援」、「安心して過ごせる居場所づくり」を進めてまいります。

こども家庭センターを設置することで、こども・家族・妊産婦へのきめ細やかな支援を実現します。また、窓口にて受け取るクーポン券、申請の複雑な支援金といった受給者に負担のかかる給付から、口座振込による給付に変更することでより効率的な経済支援を行ってまいります。さらにこどもが家庭や学校以外で安心して過ごせる居場所づくりのために、こども家庭センターの設置だけではなく、こどもや保護者が気軽に立ち寄ることができる公園や広場等の環境整備にも注力してまいります。

## こども家庭センターのイメージ

こども・家族・妊産婦が気軽に相談できる機関を設置します。

複合的な支援を行うことで、高度化・多様化するニーズに対応してまいります。

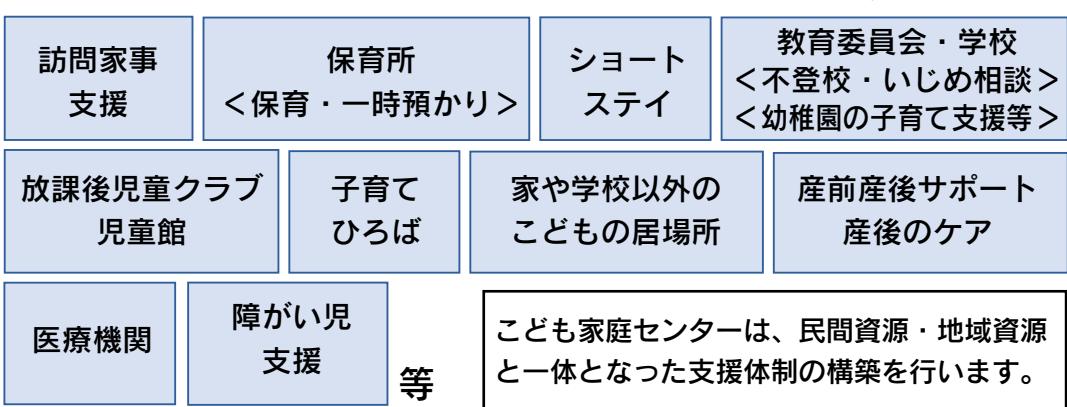


### こども家庭センター

- 児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談等をすることができます。
- 地域の把握・情報提供をもとに、必要な調査や指導等を行います。
- 支援を必要とするこども・妊産婦等への支援を行います。
- 保健指導や健康診査等のきめ細かな対応を行います。



こども家庭センターは様々な支援へとつなぐ、町の身近な相談機関となります。



# 高齢者支援の見直しと将来ビジョン (がん医療費助成を含む)

## 見直し内容

### ●高齢者医療費助成【令和6年度から】

これまで医療費自己負担額の1か月分の領収書合計額から高額療養費を差し引いた金額を助成していましたが、今回の見直しにあたり、ひと月あたり助成額に5,000円の上限を設定します。

### ●元気で健康に長生き医療費助成【令和6年度から】

元気で健康に長生き医療費助成は廃止となります。

### ●がん医療費助成【令和6年度から】

がん医療費助成は廃止となります。

### ●元気に長生き奨励金【令和6年度から】

毎年9月15日を基準日とし、これまで年齢別に11段階、支給額10,000円～100,000円を支給していましたが、今回の見直しにあたり、段階支給対象年齢を70歳、77歳、88歳、99歳、100歳の「5段階」に、支給額を「70歳の方に5,000円、「77、88歳の方に10,000円、「99、100歳の方に20,000円支給」に変更します。

## 見直しの背景

### ～医療費助成制度～

これまで町では、独自の福祉単独施策の高齢者支援策として、平成21年度以降、高齢者等の医療費助成制度を推進してきました。

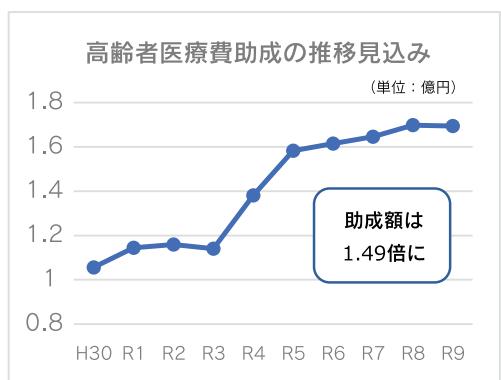
制度開始から10年余り経過した今、各制度を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、変化に見合った見直しを図るべく、検証を進めてきました。

高齢者医療費助成・元気で健康に長生き医療費助成の2つの制度については、少子高齢化の進展、後期高齢者の窓口負担割合の見直し（令和4年10月から2割負担の創設）、団塊の世代が後期高齢者に移行することによる被保険者数の急激な増加、医療の高度化等により、今後助成額は増え続けることが想定されるため、一定の抑制が必要となります。

一方、国が進めている全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」では、元気な高齢者を増やし、健康寿命を延伸するための取組みが求められており、単に経済的な支援ではなく、給付型から支援型へ、「支援のかたち」の転換が求められています。

高齢者医療費助成については、団塊の世代の75歳到達（2025年）に向け増加が続くと見込まれ、さらには令和4年10月からの高齢者医療制度の改正（窓口負担割合の変更）も相まって今後5年間は加速的に増加すると懸念されます。

※R9見込は、R3決算対比で1.49倍となる見込みです。



また、制度開始当初は問題が生じていなかったものの、各制度を取り巻く環境の変化により、助成額の算出において「正確性の確保」が困難となってきています。

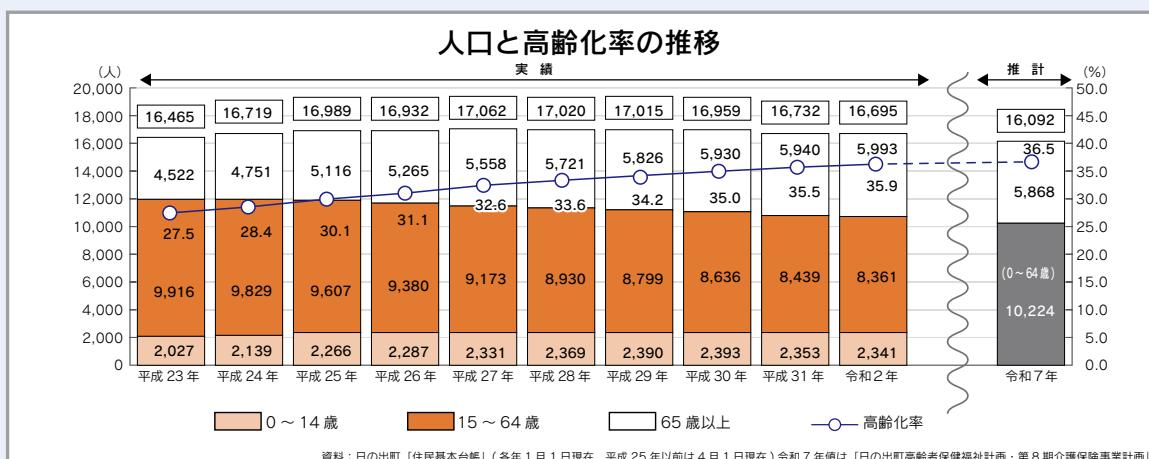
このようなことから、限られた資源（ヒト・モノ・カネ）の中で、合理的な活用による実効性が高く持続可能な行政サービスを提供していく必要があり、町の将来を見据えた冷静な判断として各制度の見直しを行います。

### ～元気に長生き奨励金～

日の出町の高齢化率は、年々増加し令和7年には36.5%になると見込まれており、令和4年は36.4%で、東京都の23.5%を大きく上回っている状況となっています。

三多摩市町村の敬老祝い金や記念品の支給状況は、88歳、99歳、100歳を支給対象にするなど、限定的な年齢での支給が多くなっています。

町においても個人への支給からその他の支援策への転換を図るため、見直しを行います。



### 三多摩市町村：敬老祝い金及び記念品年齢別支給状況

70歳	75歳	77歳	80歳	85歳	88歳	90歳	95歳	99歳	100歳	101歳以上	最高齢者
1	2	7	5	4	17	4	3	10	24	9	6
3.3%	6.7%	23.3%	16.7%	13.3%	56.7%	13.3%	10.0%	33.3%	80.0%	30.0%	20.0%

令和4年3月現在調べ、無支給の2団体を含む30市町村

## 将来ビジョン

### 高齢者が安心して幸せに暮らすまち

事業の見直しに加えて、新たな支援策の充実を図ることで、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らしていくよう取り組んでまいります。

#### ●高齢者支援策の継続

##### ① 高齢者の社会参加（外出）の支援

外出支援バスの運行、お出かけ支援ドリームカーに加えて、本年7月から、「ぐるり～ん ひのでちゃん」を運行開始、交通空白地の解消を図りました。

##### ② 安心して暮らすための支援

緊急通報システム、火災安全システム、ひとり暮らし高齢者セーフティーネット等、機器の設置により、安心して暮らしていくお手伝いをしています。

##### ③ 生活への支援

調理が困難な方に定期的に栄養バランスが良い食事を配達する給食サービスや、介護用品（紙おむつ等）の給付を行い経済負担の軽減等を実施しています。

※上記事業は対象要件があります。

#### ④ 介護保険料の負担

第8期介護保険事業計画では、都内区市町村 62 団体のうち、介護保険料の改定は 45 団体 72.6%で実施された一方、町は改定を行わず、介護保険料の標準月額 5,500 円は都平均の 6,061 円を大きく下回っており、最低額からの都内順位は第9位となっています。

#### ● 介護認定率と介護予防

町の要支援・要介護の認定率は、平成 30 年以降、都内区市町村の中では 10 番目以内の低い水準で推移しており、要介護3～5の重度の認定率は、東京都や全国平均などに比べて低い水準となっていますが、今後の高齢化率の上昇に伴い、全体的な認定率の増加が予想されるので、介護予防の推進が必要と考えられます。

#### ● 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施

健康寿命を延伸させるため、保健事業と介護予防事業の一体的な実施が求められています。

##### ① 国保データベースシステム等を活用した分析による健康課題の明確化

【例】糖尿病、腎不全予備等（ハイリスク）の方へのアプローチ（個別指導 + 集団指導）

##### ② 通いの場等への積極的な関与等

【例】フレイル、生活習慣病（ポピュレーション）の方へのアプローチ（集団指導 + 体操（デジタル活用））

※デジタル化の推進として、デジタル介護予防教室の実施に向けて取り組んでまいります。

#### ● 認知症になっても大丈夫と思えるまち

町では、これまで「認知症力フェ」の開催や「認知症ケアパス」の作成等、認知症に関する啓発を進めてきました。本年 9 月 22 日に国立大学法人東京大学と「高齢者にやさしい地域づくりに係る覚書」を締結し、大学との連携・協力を複数年で行い、認知症に対する正しい理解（ケアリテラシー）を深め、「認知症になっても大丈夫と思えるまち」を進めてまいります。

#### ● 特定健診の壮年層（40 歳～60 歳）の受診率向上と有病率の縮減

特定健診の受診率は、平成 29 年以降は都内順位 10 位以内で、高い数値で推移しており、令和 3 年度は 63.2%となっていますが、40 歳代 36.2%、50 歳代 35.5% と壮年層の受診率向上が課題となっています。また、受診率は上位にある一方で、国民健康保険加入者（74 歳以下）の生活習慣病疾病別有病率と患者一人当たり医療費の都内順位は、糖尿病が 59 位、高血圧性疾患 52 位、虚血性心疾患 57 位、腎不全 50 位となっており、国保データベースの分析を行い、全世代にわたる医療費の縮減を進める「健康まちづくり」の推進を図っていく必要があります。

#### ● 日常的な受診に対する助成

70 歳から 74 歳を対象とした元気で健康に長生き医療費助成制度は、廃止となります、75 歳以上を対象とした高齢者医療費助成制度は、助成する金額を月額最大 5,000 円までと上限額を設定し、制度を維持していきます。

年間の申請件数 19,963 件（令和 2 年度実績）のうち、5,000 円までの申請件数は 14,390 件となっており、全体の 72% に相当します。これらは見直し後も全額が助成対象であり、「日常的な受診」をカバーすることが可能な制度となっています。

#### 【お問い合わせ】

- ・子育て支援に関すること ⇒ 子育て福祉課 子育て支援係 ☎ 042(588)4113
- ・高齢者医療費助成・元気で健康に長生き医療費助成 ⇒ 町民課 後期高齢者医療係 ☎ 042(588)4111
- ・がん医療費助成 ⇒ 町民課 保険年金係 ☎ 042(588)4110
- ・元気に長生き奨励金 ⇒ いきいき健康課 高齢支援係 ☎ 042(588)5368